

実施方針に関する変更

平成 20 年 10 月 9 日

「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」の実実施方針について、以下のとおり変更します。

【正誤表】

質問 No.	頁	対応箇所	タイトル	変更前	変更後
17	別 82	別紙 3 1	燃料の種類	清里総合ポンプ場の備考欄 自家発電設備の燃料（軽油）	清里総合ポンプ場の備考欄 自家発電設備の燃料（ <u>重油</u> ）
19	別 56	別紙 2 6 図 1 (1)	清里水源地重油タンク	総合ポンプ場一般平面図の重油タンクを 2 槽 図示。	総合ポンプ場一般平面図の重油タンクを <u>1</u> 槽 とし <u>設置位置</u> を修正。
47	3	第 1 1. (5) イ (イ)	浄水場維持管理業務 (共同施設)	h 光熱水調達管理業務	h 光熱水 <u>燃料</u> 調達管理業務
	別 6	別紙 4 1.	維持管理費	光熱水調達管理業務	光熱水 <u>燃料</u> 調達管理業務
161	6	第 2 2. (1) ウ	応募者の構成	応募グループは、本施設の設計を行う企業（設計企業）、膜ろ過装置製造企業、本施設の工事を行う企業（プラント設備企業及び工事企業）並びに本施設の維持管理業務を行う企業（維持管理企業）を含む企業により構成されることを基本とする。	応募グループは、本施設の設計を行う企業（設計企業）、膜ろ過装置製造企業、本施設の工事を行う企業（プラント設備企業及び工事企業）並びに本施設の維持管理業務を行う企業（維持管理企業）を含む企業により構成されることを基本とする。 <u>なお、S P C への出資のみを行う企業も構成員となることができるが、代表企業にはなれない。</u>

質問 No.	頁	対応箇所	タイトル	変更前	変更後						
178	7	第2 2.(2) イ(ア)	入札参加資格 設計企業	・大牟田市若しくは荒尾市の平成20年度一般競争入札資格者名簿（測量等委託業務）に登録されていること。	・大牟田市若しくは荒尾市の平成20年度一般競争入札資格者名簿（測量等委託業務）に登録されていること。 <u>ただし、本事業については、両市いずれかの一般競争入札参加資格要件を満たす場合は参加を認めるものとする。</u>						
178	8	第2 2.(2) イ(イ)	入札参加資格 建設JV	・大牟田市若しくは荒尾市の平成20年度一般競争入札資格者名簿（建設工事）に登録されていること。	・大牟田市若しくは荒尾市の平成20年度一般競争入札資格者名簿（建設工事）に登録されていること。 <u>ただし、本事業については、両市いずれかの一般競争入札参加資格要件を満たす場合は参加を認めるものとする。</u>						
208	8	第2 2.(3) イ	入札参加資格確認基準日	入札参加資格確定基準日の翌日から	入札参加資格確認基準日の翌日から						
359	別3	別紙2	物価変動リスク	<table border="1"> <tr> <td>60</td> <td>施設の供用開始前のインフレ・デフレ (設計・建設費に関するもの)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設の供用開始後のインフレ・デフレ (維持管理費に関するもの)</td> </tr> </table>	60	施設の供用開始前のインフレ・デフレ (設計・建設費に関するもの)		施設の供用開始後のインフレ・デフレ (維持管理費に関するもの)	<table border="1"> <tr> <td>60</td> <td>施設の供用開始後のインフレ・デフレ (維持管理費に関するもの)</td> </tr> </table>	60	施設の供用開始後のインフレ・デフレ (維持管理費に関するもの)
60	施設の供用開始前のインフレ・デフレ (設計・建設費に関するもの)										
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ (維持管理費に関するもの)										
60	施設の供用開始後のインフレ・デフレ (維持管理費に関するもの)										
372、 429	別77	別紙27(3)	大牟田市上水道系統 図（福岡県南広域水道企業団系）	稲荷山団地ポンプ場へ黒崎団地加圧ポンプ場より送水	稲荷山団地ポンプ場へ <u>甘木配水池より送水</u>						

質問 No.	頁	対応箇所	タイトル	変更前	変更後
415	別 8	別紙 4 4. 1) (2)	維持管理費	ただし、各指標の毎年の変動率が 1 %に満たない場合又は直近の改定からの累積が± 1 %に満たない場合及び直近の改定からの累積が± 3 %に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。	ただし、各指標の毎年の変動率が 1 %に満たない場合又は直近の改定からの累積が± 3 %に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定する。
437	別 44	別紙 2 1	四 箇 ポンプ 場 (3) 滅 菌 設 備	液中ポンプ方式 1. 3~0. 7m ³ /時	液中ポンプ方式 <u>0. 75~23. 3ml/分</u>
485	別 80	別紙 2 9	農薬類 (夏季 (6 - 9 月) 毎日検査)	平均 0. 51	平均 <u>0. 051</u>